

九州厚生局の主な業務1

医療

指導監査課

各県事務所

保険年金課

管理課

医事課

医療課

医療保険制度の健全な運営および適正化

[TOPICS] わが国の医療保険制度の特徴	5
・保険医療機関等に対する指導監督	6
・受領委任制度に参加する柔道整復師等に対する指導監督	7
・保険者に対する指導監督・助言	8

安心・安全な医療サービス提供体制の構築

・医師・歯科医師の臨床研修実施体制の確保	9
・医療安全に関する取り組みの普及・啓発	10
・看護師の特定行為研修実施体制の確保	11
・再生医療等の安全性の確保	12
・特定機能病院・臨床研究中核病院に対する立入検査	13

【TOPICS】 わが国の医療保険制度の特徴

わが国では、同じ職場の人達や地域の住民などある一定の団体ごとに収入に応じた保険料を出し合い、病気やけがをしたときにできるだけ軽い負担で診療が受けられるという仕組み（医療保険制度）をとっています。

■ 国民全員を公的医療保険で保障 【国民皆保障】

すべての国民が何らかの医療保険に加入

- ▶ 会社員、その被扶養者など ・・・ 健康保険制度
- ▶ 公務員、その被扶養者など ・・・ 共済組合制度
- ▶ 自営業者、無職者、その家族など ・・・ 国民健康保険制度
- ▶ 75歳以上の者 ・・・ 後期高齢者医療制度



マイナンバー

■ 患者が保険医療機関等を自由に選択 【フリーアクセス】

いつでも、誰でも、全国どこでも、**保険医療機関等**を受診できる

■ 軽い負担で高度な医療

患者は一部負担金のみで診療を受けることが可能



保険医療機関等とは？

厚生労働大臣の指定を受けて、国民健康保険や健康保険などの医療保険に加入している被保険者やその家族に対して保険診療を行う病院、診療所及び調剤薬局などをいいます。



保険医療機関等に対する指導監督

指導監査課

各県事務所

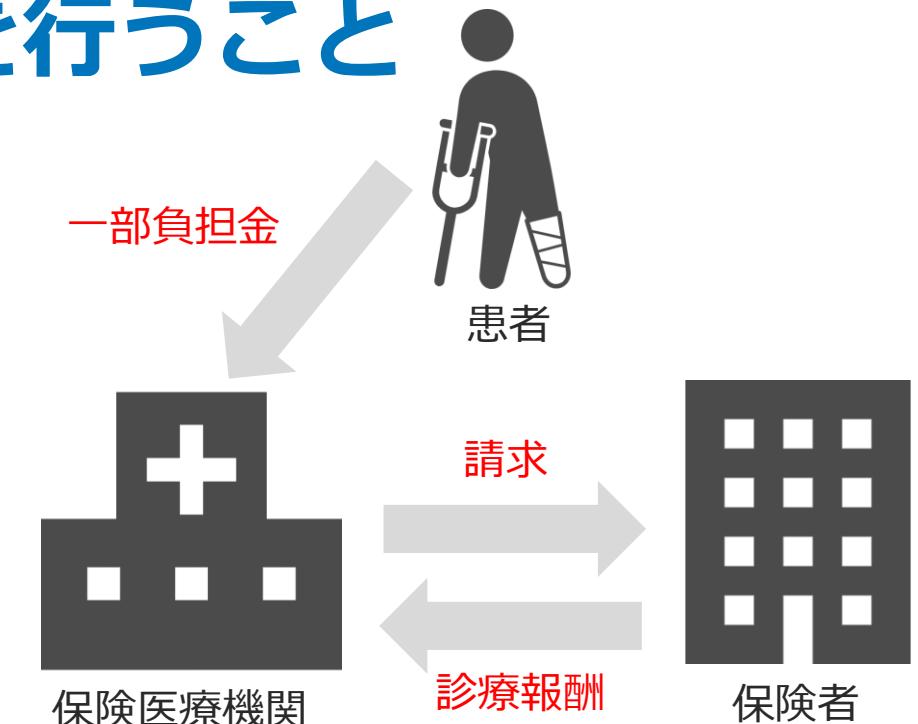
保険医療機関等が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を**保険診療**といいます。保険診療の対価は、被保険者（患者）が**一部負担金**を支払うほか、保険医療機関等の**請求**に基づき、保険者（保険制度の運営者）から**診療報酬**が支払われます。

ただし、全ての医師、医療機関が保険診療を行えるわけではなく、以下の条件を満たしていることが必要です。

- 保険診療を行う医師（保険医）として登録されていること
- 保険診療を行う医療機関（保険医療機関）として指定されていること
- 健康保険法などの関係法令や規則など保険診療のルールを遵守して、適切な診療を行い、適正な診療報酬の請求を行うこと



九州厚生局では、この登録・指定の手続きやその後の指導監督などを行っています。

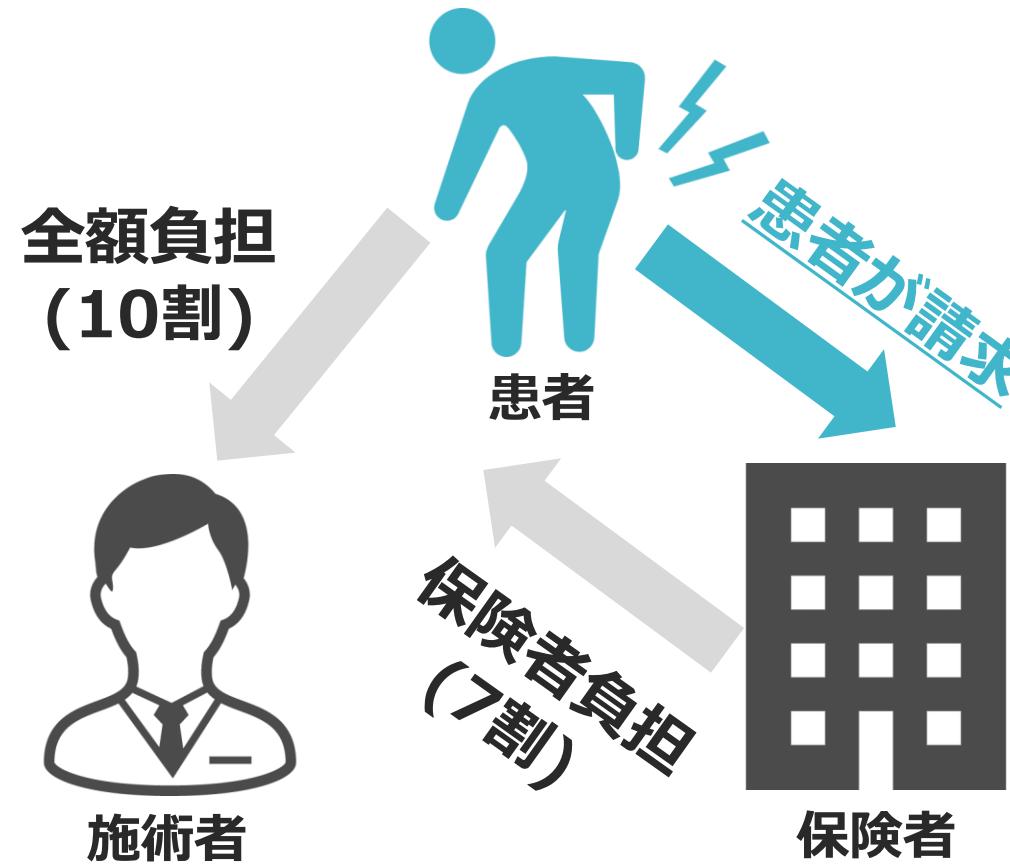


受領委任制度に参加する柔道整復師等に対する指導監督

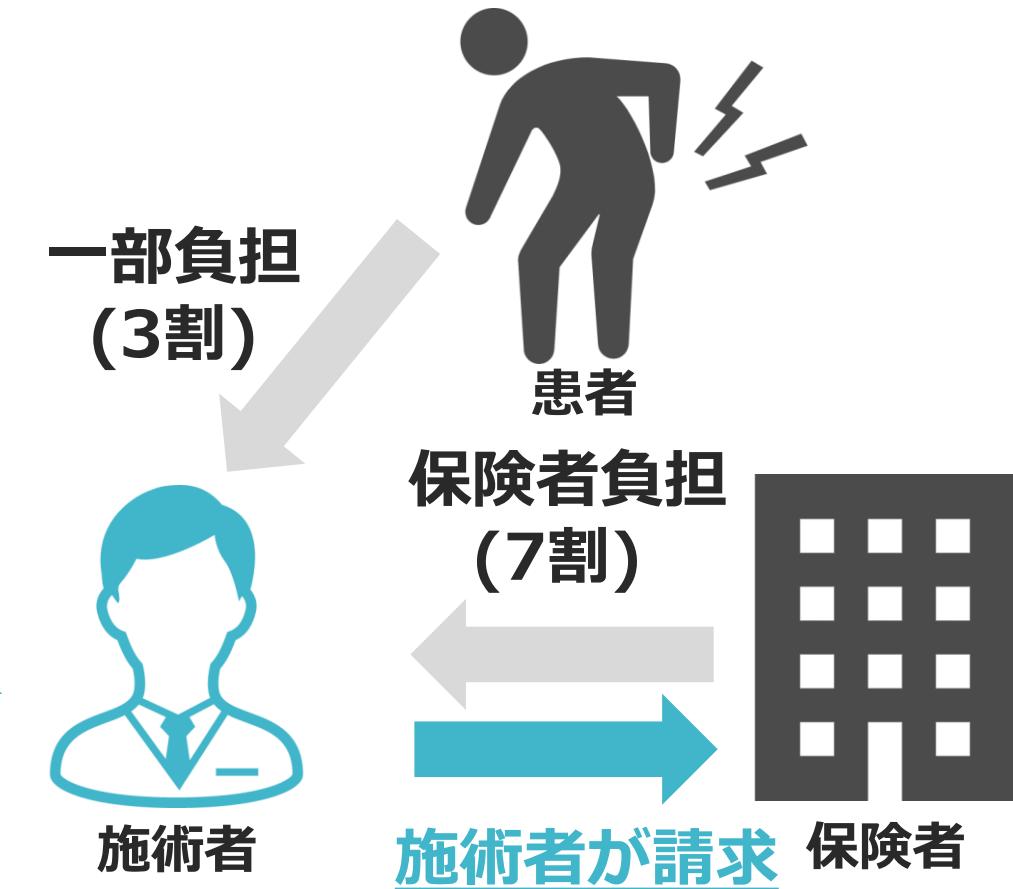
指導監査課

各県事務所

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師から健康保険が適用される施術を受けた場合



受領委任制度
患者の経済的な負担や事務的な労力の軽減を図る



【原則】 患者が全額負担後に保険者へ保険者負担分を請求

【制度】 施術者が患者に代わり保険者へ保険者負担分を請求



九州厚生局では、制度に参加を希望する柔道整復師等の施術者に係る登録・承諾の手続きやその後の指導監督などを行っています。

保険者に対する指導監督・助言

保険年金課

管理課

わが国の医療費は高齢化の進行などに伴い増大しているため、医療保険制度の運営側（保険者）が将来にわたって業務を適正に運営していくことも重要です。

- 健康保険組合に対する指導監督
- 全国健康保険協会支部（九州各県）に対する立入検査
- 県・市町村・国民健康組合に対する助言・指導
- 後期高齢者医療広域連合会（九州各県）に対する助言・指導
- 国民健康保険団体連合会（九州各県）に対する助言・指導
- 社会保険診療報酬支払基金審査委員会（九州各県）に対する指導監督



九州厚生局では、これらの保険者に対して指導監督・助言を行っています。

医師・歯科医師の臨床研修実施体制の確保

医事課

臨床研修とは、医師・歯科医師の国家試験合格者が、基本的な診療能力の修得を目的として行う研修制度であり、診療に従事しようとするすべての医師・歯科医師の臨床研修が必修化されています。

九州厚生局では、新たに歯科医師臨床研修を実施しようとする施設からの申請や指定された臨床研修施設の研修プログラムの変更などの審査を行っています。

医師臨床研修に関しては、国から都道府県への一部権限移譲により令和2年4月1日から都道府県が審査等を行っており、地方厚生局は都道府県からの情報提供を受け、技術的助言を行っています。

また、実際に臨床研修施設や臨床研修病院に直接伺い、実地調査や意見交換を行い、臨床研修が円滑に行われるようサポートしています。



医療安全に関する取り組みの普及・啓発

医事課

厚生労働省では、安全で質の高い医療を実現するため、平成13年度から、毎年11月25日（いい医療に向かってGO）を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全に関する各種の普及啓発活動を行っています。

九州厚生局では、医療機関の管理者や医療安全管理担当者等を対象に、医療従事者の医療安全に関する知識や理解を深めることを目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

※このワークショップでは、専門家等を講師としてお招きし、医療安全についての講演などを行っています。

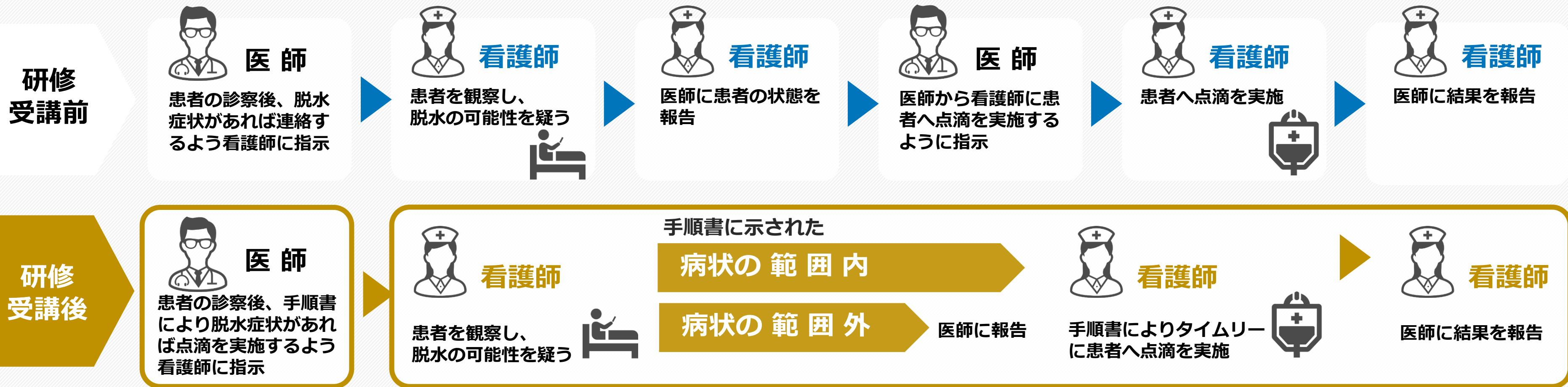


看護師の特定行為研修実施体制の確保

医事課

さらなる在宅医療などの推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。そこで、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定した指定研修機関の研修を受講することにより、事前に作成された手順書に基づき、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」(38行為)を行うことができるようになりました。

【参考】特定行為の実施の流れ（在宅療養中の脱水をくり返す患者Aさんの例）



九州厚生局では、特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査や指導、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などを行っています。

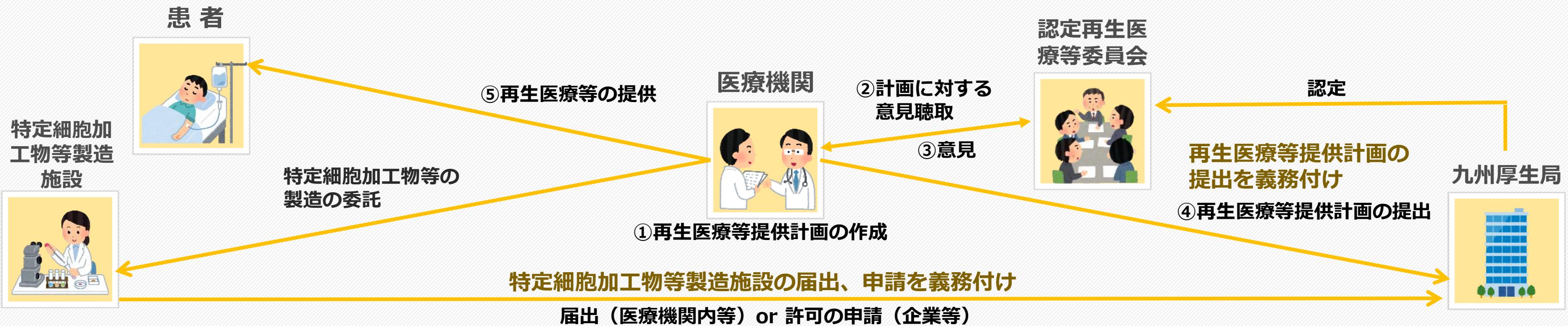
再生医療等の安全性の確保

医事課

再生医療とは、病気やけがで損なわれた臓器や組織の働きを再生させるため、細胞や組織を培養したり加工したりして、体に移植する医療や遺伝子治療のことです。

これまで、有効な治療法のなかった疾患の治療ができるようになるなど期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保しつつ迅速に提供する必要があるため、再生医療等を提供しようとする医療機関は、「**認定再生医療等委員会**」の意見を聴いたうえで、「**再生医療等提供計画**」を厚生労働省に提出することが義務づけられています。

(参考) 再生医療等に関する手続きなど (イメージ)



九州厚生局では、「**再生医療等提供計画**」の受理、「**認定再生医療等委員会**」の認定などを行っています。

特定機能病院・臨床研究中核病院に対する立入検査

医療課

特定機能病院とは、高度の医療を提供する能力を有する国に承認を受けた病院であり、一般的な病院の診療と役割分担をするために設けられました。

また、**臨床研究中核病院**とは、日本発の革新的な医薬品や医療技術などの開発を推進するために、国際水準の臨床研究などの中心的な役割を担う能力を有するとして国に承認を受けた病院です。

九州厚生局では、この特定機能病院および臨床研究中核病院に対する立入検査を行っています。

